



No.355
2023年11月24日

江東区労連東

江東区労働組合総連合
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20
江東教育会館内
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131



相談開始直後はフードバンクと相談にたくさんの人が訪れた (23/11/3)

区役所まで行くバス代がないという人もいました。健康相談では血圧測定や血管年齢測定、握力測定なども行われ、多くの人が相談に訪れました。法律相談では相談に関するものが目立ちました。医療・介護に関する相談も「延命治療を受けたが、大病院で追い出されてしまう、今後はどこの病院に行けばよいか」などという相談も。

江東区社会福祉協議会（江東社保協）は、区民要求実現江東大運動実行委員会と共同して今年も「第15回江東なんでも相談会」を11月3日に江東区文化センターピロティを使って開催されました。

今回は、江東区社会福祉協議会の後援を得たことで江東区文化センターを使うことができ、日差しもよく、目立つ場所でのなんでも相談会は開始前からフードバンクの整理券をもらう人でいっぱい。フードバンクは用意した食糧すべてが1時間ほどでなくなりしました。

第15回江東なんでも相談会

相談58件・フードバンク78件 生活苦いっそう深刻に！

相談件数も今年も例年の2倍以上の58件もありました。とわけ生活保護に関する相談が8件と多く、「家賃が払えない」「URから都営に移りたい、生活保護を受けたい」という相談が目立ちました。フードバンクで食糧は手に入ったが、自宅まで帰るバス代と週明けに江東

フードバンクを利用する人の中には幼い子どもを連れて親が2度訪れるなど貧困が深刻さを増していることを痛感しました。スタッフ参加は13団体29人。看護師や保健師、弁護士のみなさんも協力してくれました。

派遣法違反申告でも代理人可能 厚生労働省が事務連絡

地域労組こうとうの松井書記長は、江東区労連ニュース352号（23年8月18日付）で、当時記者会見をして労働基準監督署への申告について、「任意代理人の申告や事前の請求行為が必ずしも必要ではない」と報じました。

労働者派遣法にもとづく、違法事例などについて申告は、東京労働局需給調整事業部で受け付けます。その際に、労基署と同様に、「安定法第48条第1項及び派遣法第49条の3第1項において、労働者等は、これらの法違反に関する事案について、厚生労働大臣に申告できることができる旨が規定されており、申告者たる労働者等（以下「申告者」という。）に申告の意思がある場合には、申告者から法違反のおそれのある申告内容の詳細を聴き取るとともに、関係資料についても提出を求め、

労働者派遣法にもとづく、違法事例などについて申告は、東京労働局需給調整事業部で受け付けます。その際に、労基署と同様に、「安定法第48条第1項及び派遣法第49条の3第1項において、労働者等は、これらの法違反に関する事案について、厚生労働大臣に申告できることができる旨が規定されており、申告者たる労働者等（以下「申告者」という。）に申告の意思がある場合には、申告者から法違反のおそれのある申告内容の詳細を聴き取るとともに、関係資料についても提出を求め、

江東区労連からのお知らせ

- 江東区労連第4次対話と共同労組訪問行動
 - 日時…12月11日（月）13：00集合
 - 場所…江東区職労事務所
 - 地域労組こうとう第3回執行委員会&組合員交流会
 - 日時…12月13日（水）18：30～
 - 会場…江東区総合区民センター調理室（7F）
 - 参加費…一人500円
 - ※協力組合員の方もぜひご参加ください。
 - 第219回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動
 - 日時…12月19日（火）
 - 場所…東大島・西大島（17：30-）
東陽町（7：30-）、木場（8：00-）
辰巳・新木場（8：00-）
 - 東京地評東部ブロック組織化宣伝行動
 - 日時…12月21日（木）18：00～
 - 場所…JR 錦糸町駅南口
- ★新春の予定は追ってご案内いたします。

江東区労連青年部第23回定期総会 交流・学習企画を広げたい

【青年部発】江東区労連青年部は11月12日(日)に第23回定期総会を江東区森下文化センターで開催しました。総会には代議員・来賓など11名が参加しました。総会は建吉常任委員が開会を宣言、大会議長に武藤さん(東京土建江東支部)、選挙運営委員に佐野さん(日本機関紙印刷所労組)を選出し、議事に入りました。

青年部を代表してあいさつをした松井青年部長は「コロナ後の経済は回復している一方で、私たちは今までに経験をしたことがない物価高により国民生活が圧迫されている。今年の東京都の最低賃金は過去最高の41円アップで1113円となったが、これでは到底生活できない、最低賃金の再改定を求める運動を広げていこう」と述べました。次に、来賓の杵島さん(東京地評青年協)、江田さん(全印総連東京地連青年部)、中村さん(江東区労連事務局次長)から激励のあいさつをいただきました。

来年は交流を深める点からも開催を検討してほしい」と要望が出されました。その後、22年度経過報告と23年度運動方針案は参加者全員の拍手で承認されました。最後に23年度青年部役員を選出、新役員を代表して松井青年部長があいさつを行い閉会されました。

【選出された青年部役員】
青年部長：松井優希(地域労組こうとう)、
副部長：松丸圭司(東京土建江東支部)、
常任委員：西村恵子(江東区職労)、
諸隈智子(地域労組こうとう)、
建吉直樹・武田光琉(日本機関紙印刷所労組)



参加者全員で記念撮影(23/11/23)

22年度経過報告を常任委員の諸隈さん、23年度運動方針案を松井青年部長から提案し、質疑・討論に入りました。今回も分散会を行いました。加した青年部員から「今年江東区の花火大会と同じ日に青年部の花火大会を開催することはできなかったが、

対話と共同労組訪問行動③ 賃上げなどで前進も

江東区労連は11月7日、2023年度第3回対話と共同労組訪問行動を行い4労組4名が参加して区内の労働組合20組合を訪問しました。今回は新木場と若洲にある組合です。ある東京ヘリポートの中にあるヘリコプター会社では同じ会社の職種によって異なる二つの労働組合の仲間が対応してくれました。ここは観光ヘリなどではなく、資材運搬が中心とのこと。江東区労連のハラスメントの学習会にも関心を示してくれました。新木場にある出版関係の組合の役員は「22年度末に労使協議を行い、基本給を11%引き上げることになった」と話してくれました。ある自動車販売会社の組合の役員は春闘の結果「定期昇給6000円プラスベア9000円を勝ち取った」と話していました。タクシー会社の組合では書記長が対応して江東区労連の学習会の話を行うことができました。次回は12月11日に行い、深川地域の組合訪問を行う予定です。

トピックス

■第217回・第218回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動
区民要求実現江東大運動委員会では10月19日に第217回9の日宣伝を行い、区内4駅に4団体41人が参加、チラシ773部を配布しました。また11月9日には区内4駅に4団体35人が参加、チラシ1048部を配布しました。

◇
■江東区労連第5次組織化宣伝行動
江東区労連は10月30日に区内3駅に3労組23人が参加し、ホットラインリーフレット887部を配布しました。また11月7日には未組織対策委員会が最賃宣伝を行い、150部のティッシュを配布しました。

この間、いくつかの労働相談が解決しました。

労働相談の窓から

◇
■体調不良(他労組紹介・男性・契約)
本来、自分の得意とする分野の会社だったが、違う職種の業務についた。ところが、仕事がつく、体調を崩しがちになり、ついには自宅待機命令が出されて出社できなくなったという。団体交渉を行ったが、本来の業務への異動は厳しいという判断だった。最終的には契約期間中の一定時期までは在職として賃金を支払う(出勤の必要なし)、残りの期間分については解決金として支払う中身で合意となった。

◇
■雇止め(組合員・女性・契約)
障害者雇用で入職。直後に社内で労災事故にあらうが、対応が不誠実。その後、さらに通勤災害にもあらう中で、契約更新の際に、フォーマットの異なる契約書を見せて、「次の契約更新なし」と記載している書面を見せまいままサインさせ、雇止め。団体交渉を行ったが、ゼロ回答のため、労働審判に持ち込む。契約更新が1回だけなどの不利な条件もあったが、最終的には高水準での解決をすることができた。

◇
■解雇(他労組紹介・女性・正規)
店長となり1年が経過したある時に突然オーナーから呼ばれて「明日から来てくれない、買ってこないものを買ったことになって裏でいろいろやっている」などと、身に覚えのない難癖をつけて即日解雇してきたもの。団体交渉も検討したが、バックに危険な動きもあったため弁護士介入して労働審判を申し立てた。ところが、期日に会社は現れず、申立人の全面勝利審判となった。

◇
■雇止め(組合員・男性・契約)
こちらも障害者雇用。彼は3回以上更新されて働いてきたが、「これ以上(できる)仕事がない」と雇止めに。団体交渉の中で、障害者雇用しておきながら、障害の程度へ